

教宣 せぶん

わが子を奪い返そう

地位確認訴訟や「便宜供与」問題の影で忘れられがちですが、組合財産返還等請求訴訟も、いま着々とすすめられています。これは、規約上、団体で脱退することなどあり得ないことなのですが、「支部大会で脱退が決議された」という理由で、全損保日勤外勤支部の財産のすべてを、当時の支部執行部が契従労へと持って行ってしまった件に対する、私たちの財産返還請求訴訟です。契従労が東海日勤労組へ合併され、現在この財産は、内勤社員が99.9%を占める労働組合の金庫に眠っています。そして、RA社員制度の発展的解消を受け入れた労組には、これからは「契約係従業員」は一切存在しないのです。100%内勤社員の労働組合になるわけですが、この金庫に私たちの貴重な財産はいまなお眠っているのです。

私たちの「財産」には特別会計というものがありません。持ち出されたこの財産のほとんどはこの「特別会計」と言っても過言ではありません。これは「いまは平和かもしれないが、将来この社員制度を揺るがすような会社の攻撃があるかもしれない。その時のために、将来の仲間のために、少しずつ資金を貯めておこう」という趣旨で、先輩たちが長い年月をかけて蓄えてきてくれた財産です。その財産が、制度廃止という、これ以上ない会社の「攻撃」に対して、果たして有効に使われたのでしょうか。その目的を十分に果たせたのでしょうか。

私たちは「制度廃止は許されない」と地位確認訴訟を起こしました。「これは組合差別であり、不当労働行為だ」と都労委に申し立てもしています。しかし、肝心の資金はまったくなく、本部財政やカンパを頼りにたたかっています。本来、こういう時に使うために、先輩たちは「財産」を残してくれたはずですし、私たちも「財産」を残してきたはずですが、結果的にみれば、会社の考え方を容易に受け入れ、お金にまったく困っていないところに「財産」が行き、本来の「趣旨」で使おうとする者たちには「財産」がまったくないという皮肉な結果になっています。しかし、この「皮肉な結果」は偶然に起こったことではないということは、一連の東海経営とのたたかいを繰り返している私たち全員がわかっていることです。私たちから運動の裏づけとなる資金を奪い去るシナリオがあったという全体像が鮮明に見えています。

この訴訟はいままで数回の「準備書面」でのやり取りを経ていますが、地位確認訴訟同様、以下の日程で証人調べが行なわれることになりました。

12月15日 原告証人調べ 13:30から16:30 東京地裁619号法廷

証人 吉田全損保委員長 佐藤支部委員長

12月22日 労組証人調べ 10:30から12時 東京地裁619号法廷
証人 脇山前日勤外勤支部委員長

いま、私たちの組織の有史以来の貴重な財産は、本来の趣旨で使われることを望んでいるはずでず。そういった意味では私たちの助けを求めていると思います。「わが子を奪い返す」この訴訟を注目しましょう。